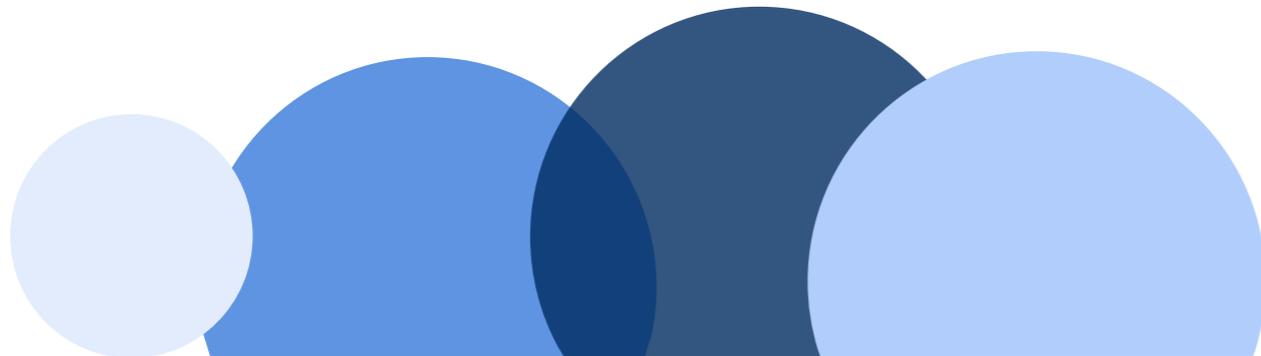


4. 健康危機管理(災害・感染症)

健康危機に備えた計画策定等による体制整備





本講義の狙い

- 最新の施策動向を把握し、健康危機に備えた計画策定の必要性について理解できる。
- 必要時、各種計画やマニュアルを改定し、自組織の体制整備を図ることができる。

本講義の内容

- 本講義の構成 ————— 4
- 健康危機管理対応の手引書や健康危機対処計画の策定の必要性 ————— 5
- 保健所における健康危機対処計画(感染症編)とは ————— 8
- 保健所における健康危機対処計画(感染症編)の記載内容 ————— 9
- 保健所の健康危機対処計画とBCPとの関係 ————— 12
- 災害時保健活動マニュアルによる体制整備について ————— 14
- 受援計画策定への保健師の関与について ————— 15
- 本講義のまとめ ————— 16

本講義の構成

- 本講義で取り上げる各種計画やマニュアル等について、以下に示す。

各種計画・マニュアル等	理解すべき内容	掲載ページ
健康危機管理対応の手引書	<ul style="list-style-type: none"> • 策定の必要性について 	p.5-6
健康危機対処計画 (感染症に関する内容)	<ul style="list-style-type: none"> • 策定の必要性について • 保健所での策定における基本的な考え方について • 保健所での策定における記載内容について 	p.5-11
BCP	<ul style="list-style-type: none"> • 健康危機対処計画との関係性について 	p.12
災害時保健活動マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> • マニュアルの必要性について • マニュアルの活用方法について 	p.14
受援計画	<ul style="list-style-type: none"> • 策定時の保健師関与の必要性について 	p.15

健康危機管理対応の手引書や健康危機対処計画の策定の必要性(1/2)

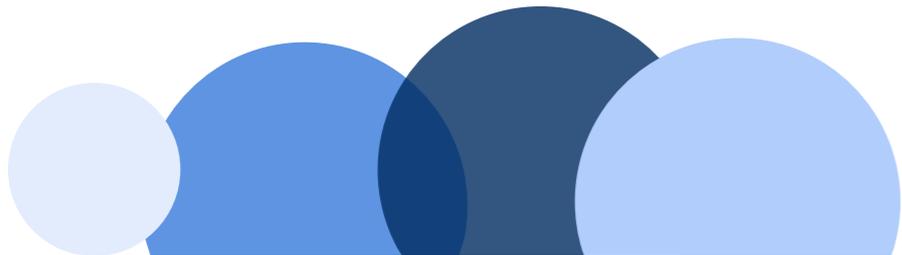
- 健康危機発生時に適切に対応するために、平時から計画的に必要な準備を進めておくことが重要であり、その具体的方策を示すものが健康危機対処計画である。
- 「基本指針」(*)では、健康危機対処計画策定の必要性について以下のように記載されている。
 - 都道府県、保健所設置市及び特別区は、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や政令市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書を作成するとともに、これらの手引書、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」)に基づく予防計画、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」)に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえ、各保健所及び地方衛生研究所等において健康危機対処計画を策定する必要がある。
 - なお、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえ、保健所及び地方衛生研究所等において手引書や業務マニュアル等が既に作成されている場合には、これらの見直しにより、健康危機対処計画として差し支えない。
 - また、保健所設置市及び特別区においては、保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書を保健所の健康危機対処計画と一体的に作成して差し支えない。

*)厚生労働省 地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第 374 号)(閲覧日:2024/11/11)

健康危機管理対応の手引書や健康危機対処計画の策定の必要性(2/2)

- 保健所設置市及び特別区を除く市町村(以下「保健所設置市等以外の市町村」という。)は、健康危機発生時に、当該保健所設置市等以外の市町村を管轄する保健所と協力して生活環境の整備や、地域住民への情報提供、知識の普及等の業務を実施できるよう必要な準備を行う必要がある。
- また、保健所設置市等以外の市町村は、健康危機管理の対応について定めた手引書を作成する必要がある。当該手引書は、当該保健所設置市等以外の市町村を管轄する保健所の協力を得ながら、当該保健所が策定する健康危機対処計画を踏まえ、作成する必要がある。

保健所における健康危機(感染症)に備えた体制整備



保健所における健康危機対処計画(感染症編)とは

- 健康危機対処計画の策定に当たって参考となるものに、『地域における健康危機管理について～地域健康危機管理ガイドライン～』(平成13年3月)(※現在改訂中)や『保健所における健康危機対処計画(感染症編)策定ガイドライン』(令和5年6月)がある。
 - 感染症への対応に係る健康危機対処計画を策定する際の基本的な考え方について、ガイドライン(*)では、以下のように記載されている。
- 感染症への対応は、その疾病の特徴や感染状況に応じた体制を確保して行う必要がある。また、国内外で新たな感染症等が発生した際には、情報の把握に努め有事体制への切り替えに備える必要がある。流行開始から初期の段階で、保健所業務を支援する人員を最大限確保するとともに、その後のさらなる感染拡大に備えて、外部委託や一元化、ICT活用等による業務効率化を進めていくことが重要である。
 - このためには、平時から計画的に必要な準備を進めておくことが重要であり、その具体的方策を示すのが健康危機対処計画となる。
 - 地域によって特徴的な環境、資源等が異なってくることから、各保健所における地域の特性や実情を踏まえて策定することが重要である。

*)保健所における健康危機対処計画(感染症編)策定ガイドライン(閲覧日:2024/11/11)

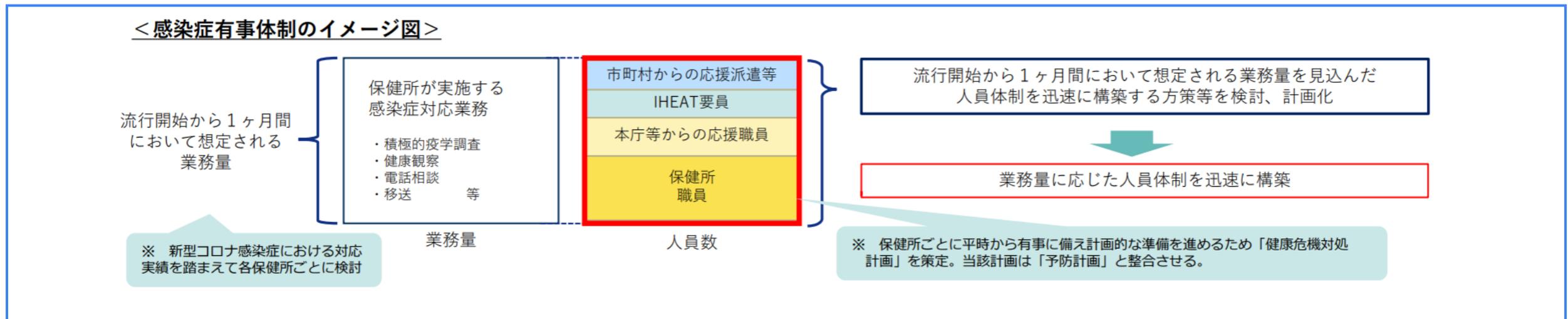
保健所における健康危機対処計画(感染症編)の記載内容(1/3)

- ガイドライン(*)では、健康危機対処計画において、以下の内容を記載することが望ましいとされている。
 - ① 業務量や人員数の想定
 - ② 人材確保と育成に関する事項
 - ③ 保健所の組織体制に関する事項
 - ④ 保健所業務に関する事項
 - ⑤ 関係機関との連携に関する事項
 - ⑥ 情報管理とリスクコミュニケーションに関する事項
- 特に地域資源や地域特性によって異なる配慮や対応が必要な事項についても検討し、個人情報や人権に配慮した対応についても留意する。

*)保健所における健康危機対処計画(感染症編)策定ガイドライン(閲覧日:2024/11/11)

保健所における健康危機対処計画(感染症編)の記載内容(2/3)

- 「②人材確保と育成に関する事項」においては、平時からの準備が重要である。
- 保健所の感染症有事体制を構成する人員として、本庁等からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣等や、その他外部人材の確保について計画する。
- 健康危機対処計画、BCP、マニュアル等を踏まえ、保健所の感染症有事体制を構成する人員等を対象とした実践的訓練を実施することにより、計画の実効性を担保しておくことが重要である。
- 保健所における感染症有事体制について、都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き(*)では、以下のように記載されている。



*)令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(特別研究事業)「公衆衛生体制の見直しと新たな体制構築のための政策研究」,都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き(閲覧日:2024/11/11) 出所)保健所における健康危機対処計画(感染症編)策定ガイドラインをもとに作成(閲覧日:2024/11/11)

保健所における健康危機対処計画(感染症編)の記載内容(3/3)

- 「⑤関係機関との連携に関する事項」においては平時からの準備が重要である

広域自治体としての都道府県との連携

- 都道府県連携協議会等に参加し、都道府県による業務の一元化等についてあらかじめ協議しておく
- 平時から情報伝達・共有に関する訓練を実施

都道府県等(保健所設置自治体)本庁との連携

- 保健所への人員等応援体制の調整、予算・物資等の確保、外部委託に係る役割分担等についてあらかじめ協議しておく

市町村との連携

- 感染症対策においては、市町村も重要な役割を担うこと等の危機管理意識の共有を行っておく
- 生活支援、健康観察、住民への相談対応、安否確認、要配慮者への対応等について、役割分担や情報共有方法等の連携のあり方をあらかじめ決めておく
- 市町村に対して感染症対策における演習・訓練等の機会を提供する

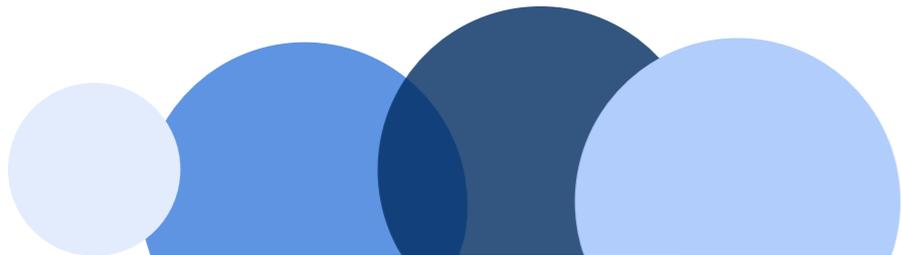
その他機関

- 保健所間での連携、地方衛生研究所等との連携、医療機関との連携についても記載する

保健所の健康危機対処計画とBCPとの関係

- BCP(業務継続計画)は、災害対応と感染症対応に共通する計画であり、平時より策定を行う必要がある。
- 保健所のBCP又は都道府県等が作成した全庁的なBCPは健康危機対処計画との整合性を図る必要がある。
- 都道府県等(保健所設置自治体)と保健所で共有しておくことが重要である。

自治体における健康危機(自然災害)に備えた体制整備



災害時保健活動マニュアルによる体制整備について

- 地域防災計画には、災害対応にかかわる市町村の役割が記載されている通り、災害時において、迅速に、最善の対応にあたるためには、必要とされる業務の全体像を踏まえ、具体的な行動を示した災害時保健活動マニュアルの存在が極めて重要。
- 災害時保健活動マニュアルとは、災害時に保健活動体制を迅速に立ち上げて、対応行動を取るために、必要な業務の全体像と行動内容を示す手順書。
- 地域や所属組織の特性を踏まえて、市町村版の保健活動マニュアルを策定し、活用できるようにすることは、災害時の保健活動への準備性を高め、災害に備えることにつながる。
- 「市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド」(*)を参照し、災害時保健活動マニュアルの策定、見直しを行う。
- 都道府県(保健所)は市町村の災害時保健活動マニュアル策定を支援することで、災害時の連携を円滑に進めることが期待できる。
- 平時には、策定した災害時保健活動マニュアルを用いて訓練を行い、有事に備える。

*)令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(特別研究事業)自治体における災害時保健活動マニュアルの策定及び活動推進のための研究,市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド,(閲覧日:2024/11/11)

受援計画策定への保健師の関与について

- 災害時、被災市町村では短期間に膨大な災害対応業務が発生するため、既存のリソースだけで対処できない場合は、外部からの応援を受けて対応する必要がある。
- 被災地域の現状を把握し、必要な支援を判断し、要請すること、そして外部からの複数の応援を迅速に受け入れ、情報共有や災害対応業務の調整等を行うことができるよう、「受援計画」の策定が求められる。
- 受援計画策定にあたっては、受援対象業務が多数の部局に関係すること、全庁的な調整が必要となることから、庁内全体の取組として位置づけ、受援対象業務の担当部署など庁内の関係部署を交えた計画策定のためのプロジェクトチームやワーキンググループ等により、保健師も参画のうえで進めていくことが望ましい。

本講義のまとめ

- 健康危機事象時に適切に対応するために、平時から計画的に必要な準備を進めておくことが重要であり、その具体的方策を示すものが健康危機対処計画である
- 健康危機対処計画は、地域資源や地域特性によって異なる配慮や対応が必要な事項についても検討し、個人情報や人権に配慮した対応についても留意し、記載する
- BCPは、災害対応と感染症対応に共通する計画であり、平時より策定を行う必要がある
- 平時には、策定した災害時保健活動マニュアルを用いて訓練を行い、有事に備える
- 組織で受援計画を策定する際、保健師も参画することが重要である